



特定非営利活動促進法の 一部を改正する法律について

平成29年12月版

内閣府 共助社会づくり推進担当

NPO法改正の主な経過

- 阪神・淡路大震災（平成7年）後、ボランティア活動を支援する新たな制度として「特定非営利活動促進法」が制定（平成10年施行）されました。
- 平成23年改正により、所轄庁の変更、認定事務の移行、申請手続の簡素化・柔軟化、会計の明確化、認定基準の緩和及び認定の効果の拡充等の措置が講じられました。
- 今回の改正は、平成23年改正法附則第19条の検討規定に基づき、NPO関係団体の要望を踏まえて、超党派の議員によるNPO議員連盟において検討が行われ、NPO法人の設立及び運営に当たって必要な手続等について改正を行うものです。
- 平成28年5月18日に衆議院内閣委員会において内閣委員長の提案により改正法案の起草案を委員会提出の法律案とすることが決定され、同改正法案は、5月19日の衆議院本会議で全会一致で可決されました。そして、5月31日の参議院内閣委員会、6月1日の参議院本会議でそれぞれ全会一致で可決され、成立し、6月7日に公布されました。
- 改正法は、平成29年4月1日から施行されます。ただし、一部は、公布の日から施行されます。また、貸借対照表の公告に関する部分は、公布の日から起算して2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日（平成30年10月1日）から施行されます。

今回の法改正のポイント

全てのNPO法人のみなさまへ

- 事業報告書等の備置期間の延長等
(第28条第1項関係) P 4
- 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等 (第10条第2項等関係) . . . P 5
- 内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報の提供の拡大
(新法第72条第2項関係) P 6
- 貸借対照表の公告及びその方法
(新法第28条の2関係) P 7

認定・仮認定法人のみなさまへ

- 役員報酬規程等の備置期間の延長等
(第54条第2項等関係) P 9
- 認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事後届出への一本化等
(旧法第54条第4項等関係) P 10
- 「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に名称変更 (第2条及び第3章関係) . . P 12

※この資料において使用している省略語は次の通りです。

改正法 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律 (平成28年法律第70号)

旧法 改正法による改正前の特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号)

新法 改正法による改正後の特定非営利活動促進法 (同上)

NPO法人 . . . 特定非営利活動法人

■ 事業報告書等の備置期間の延長等（第28条第1項関係）

（改正内容）

FATF勧告（注1）を踏まえ、**事業報告書等**（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員名簿（前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の氏名等を記載した書類））の備置期間が約3年間から約5年間（注2）に延長されます。（第28条関係）

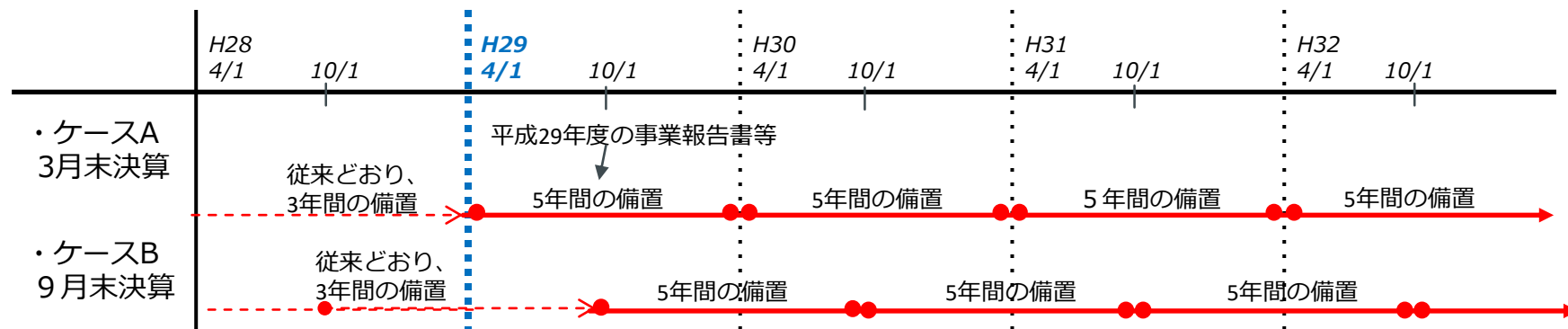
（注1） マネーロンダリング、テロ資金対策の国際基準づくりを行う多国間の枠組みであるFATF（Financial Action Task Force）により、テロリズムに対する資金供与に非営利団体が悪用されないための法令の整備として、国内・国際取引に関する記録の最低5年間の保存及び当局への提供確保等が勧告されている。

（注2） 作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、法人事務所に備置き。

また、上記書類の所轄庁で閲覧・謄写できる書類についても、過去3年間に提出を受けたものから、過去5年間に提出を受けたものに延長されます。（第30条関係）

（留意点）

- 経過措置：上記書類の備置期間の延長等は施行日（平成29年4月1日）以後に開始する事業年度に関する書類について適用されます。（改正法附則第3条）



■ 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等（第10条第2項等関係）

（改正の内容）

地方創生や一億総活躍社会実現の重要な担い手であるNPO法人をより迅速に設立可能とする
とともに、申請情報がより短期間で広く市民に周知されるよう措置されました。

所轄庁が行う認証申請の添付書類の縦覧期間が1か月間（現行2か月間）に短縮されると
ともに、現行の公告に加えてインターネットによる公表が可能となります。

申請書類の軽微な不備の補正期間も2週間（現行1か月間）に短縮されます。

なお、国家戦略特別区域においては、特定非営利活動促進法の特例として縦覧期間を2週間に短縮できる措置が講じられています。

【新法】

（設立の認証）

第十条 （略）

2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告し、又はインターネットの利用により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受理した日から一月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一・二 （略）

3 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から二週間を経過したときは、この限りでない。

（留意点）

- 経過措置：施行日（平成29年4月1日）以後の設立（法第10条第2項及び第3項）の認証の申請から適用されます。また、定款の変更（法第25条第3項）及び合併（法第34条第3項）に係る認証の申請の場合の縦覧期間も同様に短縮されます。（改正法附則第2条）

■ 内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報の提供の拡大 (新法第72条第2項関係)

(改正内容)

NPO法人に対する信頼性の更なる向上が図られるよう、所轄庁及びNPO法人に対し、内閣府NPO法人ポータルサイトを活用した積極的な情報の公表に努めるよう努力義務が規定されました。

【新法】

(情報の提供等)

第七十二条 (略)

2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

内閣府においては、内閣府NPO法人ポータルサイトの全面リニューアル（登録や検索の利便性の向上）を実施し、スマートフォンやタブレットからの利用にも対応しました。

NPO法人及びNPO法人制度全体に対する信頼性の更なる向上が図られるよう、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）において、団体の活動情報や財務情報等を積極的に掲載していただくようお願いいたします。

(参考) 内閣府NPO法人ポータルサイトご利用について

<https://www.npo-homepage.go.jp/news/160901news-npo-info>

(留意点)

○ 施行日：公布日（平成28年6月7日）に施行されています。（改正法附則第1条第1号）

■ 貸借対照表の公告及びその方法（新法第28条の2 関係）

（改正内容）

変更登記の負担を軽減するため、NPO法人の登記事項から「資産の総額」が削除（組合等登記令を改正予定）されます。

他方、貸借対照表を作成後遅滞なく公告する方式となります。

貸借対照表の公告の方法（新法第28条の2 第1項）

次の①～④の方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければなりません。

- ①官報に掲載する方法（同項第1号）
- ②日刊新聞紙に掲載する方法（同項第2号）
- ③電子公告（法人のホームページのほか、内閣府NPO法人ポータルサイト等を利用する方法を含む。）
（同項第3号、施行規則第3条の2 第1項）
- ④法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法（同項第4号、施行規則第3条の2 第2項及び第3項）

※①及び②の場合は1度掲載することで公告となりますが、③の場合は貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、④の場合は公告開始後1年を経過する日までの間、継続して公告する必要があります。

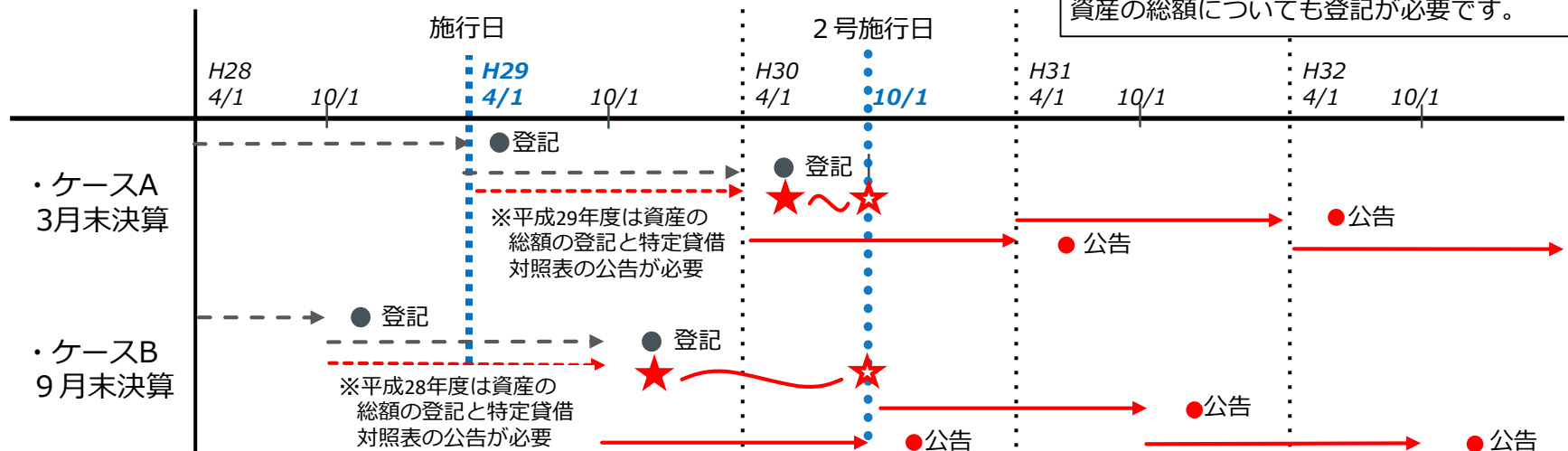
（留意点）

- 施行は平成30年10月1日からとなります。組合等登記令の改正は平成30年10月1日までに
行われる予定です。
- 貸借対照表の公告を、現行定款で規定されている方法とは別の方法とする場合は、
定款変更が必要となります。
- 官報への掲載又は日刊新聞紙への掲載を選択する場合は、貸借対照表の「要旨」
（例えば、掲載金額の単位を「千円」とすることです。）の公告で足りることとなります。
（新法第28条の2 第2項）

(留意点続き)

- 電子公告を選択した際、公告期間中に公告の中断が生じた場合、①中断が生じることにつき法人が善意かつ重大な過失がない又は正当な事由があること、②中断の時間の合計が公告期間の10分の1を超えないこと、③法人が中断が生じたことを知った後速やかにその旨等を追加で公告することのいずれにも該当するときは、当該中断は公告の効力に影響を及ぼしません。(同条第5項)
- 経過措置 (適用対象)
 - ・ 平成30年10月1日以後に作成する貸借対照表は作成後遅滞なく公告
(改正法附則第4条第1項)・・・「●」
 - ・ ただし、施行日(平成29年4月1日)前に作成、又は施行日から平成30年10月1日の前日までに作成した貸借対照表のうち直近の事業年度のもの(特定貸借対照表)は次のいずれかのときに公告
 - 平成30年10月1日以後に遅滞なく公告(同条第2項)・・・「☆」
 - 平成30年10月1日までに公告(同条第3項)・・・「★～☆の間」

特定貸借対照表は、「☆」又は「★～☆の間」のいずれかのときに公告するとともに、資産の総額についても登記が必要です。



■ 役員報酬規程等の備置期間の延長等（第54条第2項等関係）

（改正内容）

FATF勧告（注1）を踏まえ、事業報告書等の他、前事業年度の役員報酬規定、職員給与の支給に関する規定など法第54条第2項第2号～第4号の書類及び助成金の支給を行った際の実績書類（法第54条第3項）の備置期間が約3年間から約5年間（注2）に延長されます。

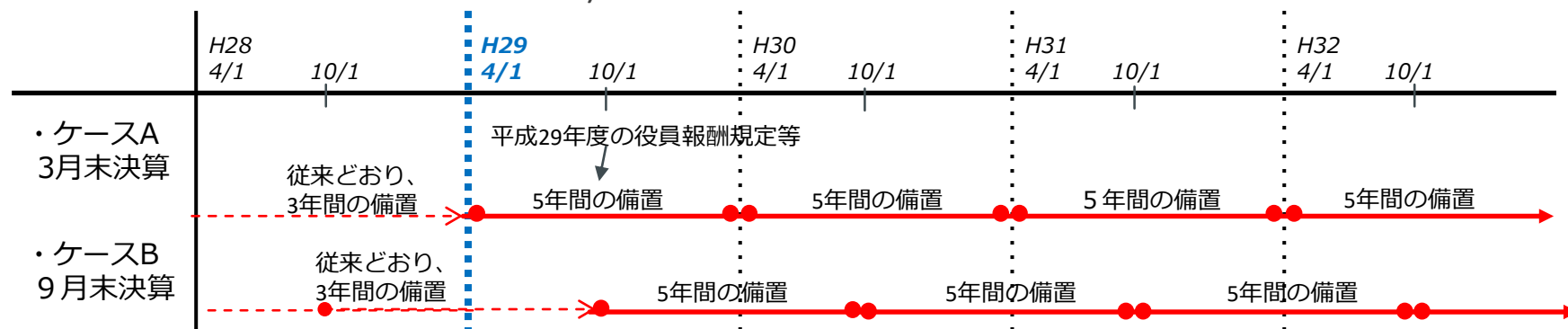
（注1） マネーロンダリング、テロ資金対策の国際基準づくりを行う多国間の枠組みであるFATF（Financial Action Task Force）により、テロリズムに対する資金供与に非営利団体が悪用されないための法令の整備として、国内・国際取引に関する記録の最低5年間の保存及び当局への提供確保等が勧告されている。

（注2） 作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、法人事務所に備置き。

また、上記書類の所轄庁で閲覧・謄写できる書類についても、過去3年間に提出を受けたものから、過去5年間に提出を受けたものに延長されます。（第56条関係）

（留意点）

- 経過措置： 上記書類の備置期間の延長等は施行日（平成29年4月1日）以後に開始する事業年度に関する役員報酬規程等に係る書類及び施行日（平成29年4月1日）以後に行われる助成金の支給に係る書類について適用されます。（改正法附則第6条及び第7条）



■ 認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事後届出への一本化等

(旧法第54条第4項等関係)

(改正内容)

これまで、認定NPO法人等による200万円超の海外送金等については、その都度、事前に書類の備置き及び所轄庁への提出が課せられていました。

こうした事務作業が法人の負担となっていたことから、事前提出等を不要とし、金額にかかわらず毎事業年度1回の事後提出とする（第54条第2項第3号）こととなります。

【旧法】

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

第五十四条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

四 (略)

3 (略)

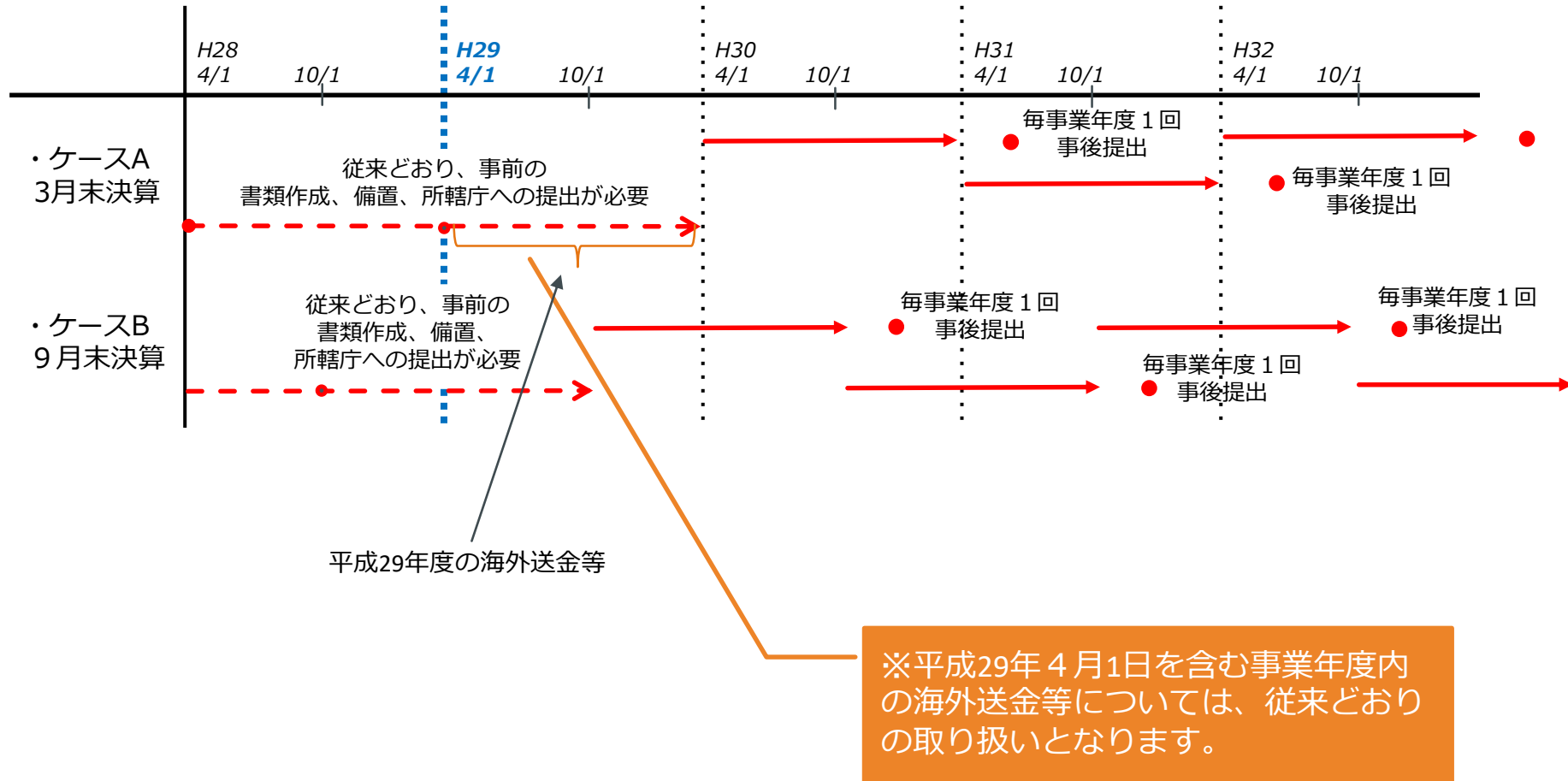
4 認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し(その金額が二百万円以下のものを除く。次条第二項において同じ。)を行うときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、事前に、その金額及び使途並びにその予定日(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び使途並びにその実施日)を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

5 (略)

(留意点)

- 経過措置：施行日（平成29年4月1日）に既に認定等を受けている法人は、施行日の属する事業年度以前における海外送金等については、従来どおり、事前の書類作成、備置き、所轄庁への提出が必要（改正法附則第8条）となります。

(留意点続き)



■ 「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に 名称変更（第2条及び第3章関係）

（改正内容）

「仮認定」という名称では寄附を集めにくいので名称を変更してほしい等、NPO関係団体からの要望を踏まえ、名称が「特例認定」に改められました。

名称変更のみで、認定基準等は従来どおりです。

（留意点）

- 経過措置：施行日（平成29年4月1日）に既に旧法の仮認定を受けている法人は特例認定を受けたものとみなされます。（改正法附則第9条）※有効期間は残存期間
施行日前にされた旧法の仮認定の申請は特例認定の申請とみなされます。
（改正法附則第10条）